

利用者が認識する CSR 報告書に対する保証

小澤 康裕

1. はじめに
2. 仮説と研究課題
3. 研究方法
4. 結果
5. 本稿の要約と展望

1. はじめに

公認会計士または監査法人は保証業務を提供する。保証業務の中心は企業の財務諸表監査であるが、近年は、財務諸表監査以外の保証業務も積極的に行っている。その典型例が CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 報告書¹⁾ や統合報告書 (Integrated Report) に関する保証業務である。

わが国では、いわゆる上場企業が CSR 報告書を公表することが増え、また、最近では統合報告書の作成・公表もかなり増加している²⁾。CSR 報告書は、企業によって名称が異なり、例えば、環境経営報告書、環境・社会報告書、社会的責任報告書などと呼ばれ、またその記載内容にもかなりの自由度がある。現時点では我が国において、CSR 報告書や統合報告書の作成・公表は、財務諸表の作成・公表のように義務付けられてはいない。それにもかかわらず、企業はなぜ自発的にこれらの報告書を公表し、場合によっては「保証」まで求めるのか、また、その「保証」はいかなる意味を有するのか、そして、財務諸表監査による「保証」とこれらの報告書に対する「保証」の違いは利用者によって認識されているのであろうか。

本稿では、CSR 報告書に対する「保証」が利用者の認識にどのような影響を与えるかについての調査結果を示している³⁾。具体的には後述するが、学生を回答者とする質問紙調査を行

1) 本稿では、企業の経済・環境・社会の3つの要素の情報を含む報告書をまとめて CSR 報告書と表記する (小澤 (2013), 141頁)。CSR 報告書は財務報告書とは別に作成・公表されることが多かったが、最近はこれらを統合した統合報告書の公表が増えている。本稿では主に CSR 報告書に対する「保証」について論じる。

2) たとえば、「14年に統合報告書を発行した企業は142社と、前年比48%増えた。」(『日本経済新聞』2015年2月21日朝刊)

3) 監査人の監査報告書が財務諸表の利用者にどのように認識されているかについては、町田 (2015)

い、CSR 報告書およびその「保証」の利用者が、種類の異なる「保証」に対して異なる認識をしているのかどうかを検証している⁴⁾。

2. 仮説と研究課題

企業はなぜ CSR 報告書を公表するのか。その理由は様々であるが、投資者への情報提供という側面があることは確かであろう。環境に関する情報であれ、社会的活動に関する情報であれ、投資者を中心とする利害関係者に企業の価値創造情報を発信する手段として CSR 報告書や統合報告書が作成されると言われている⁵⁾。当該報告書を公表する企業の中には、さらに、それらに第三者による保証の付与を求める場合がある。財務諸表監査の場合と同様に、一般に、第三者による保証を求めるのは、情報に対する信頼性を高めるためであると考えられる。

なお、日本企業の CSR 報告書については、「第三者意見」または「第三者コメント (所見)」といった他国で見られない特徴的な「保証」の形態がみられる。世界的には、第三者による保証としては、「第三者審査」あるいは「第三者保証」などが一般的であるが⁶⁾、わが国では「第三者意見」もしくは「第三者コメント (所見)」として、学識経験者、NPO や NGO の代表者、CSR 研究者などが、インタビューやレビューを通じて CSR 報告書の内容について評価し、第三者の立場から所見を述べる例が数多く見受けられる。この、「第三者意見」もしくは「第三者コメント (所見)」の内容は、まさに第三者あるいは一読者の立場から、掲載情報のわかりやすさや対象範囲の適切さなどについての改善点を指摘するものが多いという特徴がある。一方、「第三者審査」あるいは「第三者保証」は、会計事務所 (もしくはその系列会社) や独立評価機関が、一定の規準を用いて審査を行った結果を意見として表明している。日本企業の報告書については、表 1 に掲げたような主体によって「第三者審査」あるいは「第三者保証」が実施されている (小澤 (2013), 143頁)。

表 1 に記載した通り、第三者審査の主体は、2 つに大別できる。ひとつは、財務諸表監査という保証業務を長年にわたって実施してきた監査法人 (大手会計事務所) をバックグラウンドにもつ保証付与者であり、もうひとつは、環境や化学に関する技術者を中心として、様々な分野のエキスパートによるチームを組んで独立的な保証を提供する保証付与者である。

日本企業は自発的に CSR 報告書を作成・開示し、また場合によってはその保証を求めているのであるが、検討すべきは、これらの報告書の内容は利用者にどのように理解され、その保

で詳細に分析されている。

4) 本調査では「保証」について、1. 保証なし、2. 第三者意見 (所見またはコメント)、3. 独立保証報告書、4. 従来の監査報告書の 4 つの形態の「保証」が利用者の認識にどのような影響を与えるかに関心がある。

5) IIRC (2013), framework p. 7

6) GRI (2014), p. 26

表 1 第三者審査の提供者の具体例

大手会計事務所関係	独立保証事業者
KPMG あずさサステナビリティ	環境管理会計研究所 (IEMA)
PwC あらたサステナビリティ認証機構	サステナビリティ情報審査協会 (JSUS)
トーマツ審査評価機構	日本環境認証機構 (JACO)
新日本サステナビリティ	BUREAU VERITAS ビューローベリタスジャパン
	TÜV Rheinland テュフ ラインランド ジャパン
	SGS ジャパン
	社団法人日本化学工業協会レスポンシブル・ケア検証センター

(出所：小澤 (2013), 143頁)

証はどのように捉えられているのかである。より具体的には CSR 報告書の保証（監査報告書を含む）は情報に対する信頼性を高めるのか、また、投資意思決定に影響を及ぼすのかといった点である。そこで本稿では、次の3つの研究課題（Research Question: RQ）を設定した。なお、本稿は小澤（2015）の追加検証であるため、基本的に RQ は同一のものである。

RQ 1： CSR 報告書の利用は財務諸表のみを利用した場合に比べ、投資意思決定に影響を与えるのか？

上述の通り、CSR 報告書や統合報告書の公表は、投資者への情報提供を目的とするものである。これらの報告書に追加的な情報内容があるとすれば、利用者が投資意思決定をする際に影響があるはずである。一般に、企業は CSR 報告書で情報提供することにより、より多くの投資者に対してより多額の投資を期待するであろうから、CSR 報告書を利用することで投資者の投資意欲はより高まると予想される。

RQ 2： CSR 報告書に対する何らかの「保証」は、当該報告書および企業そのものに対する信頼性を向上させると利用者は考えるのか？

CSR 報告書は、そもそも財務諸表と異なり一般に公正妥当と認められる作成の基準が存在するわけではなく、その保証についても財務諸表監査のような一般に公正妥当と認められる監査（保証）の基準があるとは言い難い。したがって、一般に、CSR 報告書の質はばらつきが大きく、財務諸表に比べて信頼性が劣るものと考えられる。しかし、第三者意見または独立保証報告書の存在が、その信頼性の向上に寄与するものと予想される。また、CSR 報告書が扱う対象が企業活動全般であることから、その「保証」を通じて企業そのものに対する信頼性も向上する可能性がある。

RQ3: CSR 報告書に対する何らかの「保証」は、利用者の投資意思決定に影響を与えるのか?

後述の通り、本調査では「保証」について、1. 保証なし、2. 第三者意見、3. 独立保証報告書、4. 従来監査報告書の4つの「保証」パターンの調査票が配布された。もし「保証」に何らかの意味があれば、これらの4つのパターンの中で投資意思決定等に差異がみられるはずである。

3. 研究方法

(1) サンプルと調査項目の概要

調査票は、前回(小澤(2015))と同様、筆者が担当する講義において学生に配布し、その場で回収することとした⁷⁾。調査票の配布数は248であるが、未回答項目等のあるサンプルを除き、最終的に有効回答サンプル数は228となった。回収率は92.0%である。

質問票は次のAからDの4つのセクションから構成されている。セクションAは要約財務諸表(具体的な数値を含む)について、セクションBはCSR報告書(一部抜粋)について、セクションCは情報の信頼性について、各人の理解や印象等について質問し、セクションDは、回答者のプロフィールについて尋ねている。より具体的には、回答者が投資意思決定をするという前提で、セクションAにおいて、T社(製薬会社)の2011年度から2013年度までの監査済財務諸表(一部抜粋)を提示して、これらに基づいて内容の理解や投資意思の程度等を尋ねている。セクションBにおいては、T社のCSR報告書(一部抜粋)を提示して、内容の理解や投資意思の程度等を尋ねている。セクションCは、情報の信頼性について回答者がどう認識しているかを尋ねており、4種類の調査票が存在する。すなわち、(1)「保証」がない、(2)第三者所見がある、(3)独立保証報告書がある、(4)従来監査報告書があるという4つのパターンである。それぞれのパターンで、財務諸表とCSR報告書の信頼性および会社そのものの信頼性の程度を尋ねた。また、(2)、(3)、(4)については、保証の内容の理解について質問している。なお、これらの認識についての回答にあたっては、7段階のリッカート・スケールを用いている。

(2) 記述統計

回答者のプロフィールは、セクションDによれば次の表2および表3の通りである。これ

7) 調査票の配布・回収は2014年から2015年にかけて複数の大学、複数の時期において行っている。

表 2 性別 (全回答者)

		度 数	パーセント
性 別	男 性	112	49.1
	女 性	116	50.9
	合 計	228	100.0

(筆者作成)

表 3 年齢・学習期間・就業経験 (全回答者)

	度 数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
年 齢	228	19.00	28.00	20.30	1.224
簿記・会計の学習期間 (月数)	228	0.00	53.00	21.71	9.341
アルバイト等の就業経験 (月数)	228	0.00	66.00	22.46	14.157

(筆者作成)

表 4 記述統計 (セクション A)

	度 数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
A31 損益計算書の理解	228	2	7	5.16	1.16
A32 貸借対照表の理解	228	1	7	5.17	1.21
A33 追加の財務情報の必要性	228	1	7	6.00	1.06
A34 財務情報以外の必要性	228	2	7	6.21	0.82
A35 専門家による解説の必要性	228	1	7	4.80	1.26
A36 投資意思決定	228	1	7	2.77	1.36

(筆者作成)

らの表から分かる通り、男女比はほぼ半々であり、簿記・会計の学習期間およびアルバイト等の就業経験は若干のばらつきがみられるものの、おおむね均質な回答者であると推察できる。なお、回答者に対して、自己申告で簿記の成績について尋ねたところ、低年齢の方 (21歳未満) が高年齢に比べて良い成績をとっている傾向があった ($p=0.00$)。また、性別で成績に違いがあるかを検証したところ、 $p=0.02 < 0.05$ で女性 (3.89) の方が男性 (3.37) に比べて有意に成績が良かった。さらに、財務諸表について理解しているかどうかを売上高当期純利益率と自己資本比率を算出する問題を提示して確かめた (設問 A 1 及び A 2)。この問題の正否は性別によって有意差がなかった。

つぎに、セクション A の各設問の概要は次の通りである。A31及び A32では、それぞれ提示された損益計算書と貸借対照表の内容を基本的に理解しているかどうかを自己申告で回答してもらっている。A33から A35までは、投資意思決定をするためには、より詳細な財務情報 (A33)、財務情報以外の情報 (A34)、証券アナリスト等の専門家による解説 (A35) がそれぞれ必要かどうかについてその程度を尋ねた。A36では「この会社に投資する」かどうかについ

表5 記述統計 (セクションB)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
B1 「基本的な考え方」の理解	228	2	7	4.93	1.15
B2 「活動の目標と実績」の理解	228	2	7	4.85	1.15
B3 「環境負荷情報」の理解	228	1	7	4.61	1.41
B4 「社会パフォーマンス情報」の理解	228	1	7	5.12	1.17
B5 上記4つの情報の統合的理解	228	1	7	4.20	1.27
B6 企業全体の理解のための十分性	228	1	7	3.25	1.45
B7 財務情報とCSR情報の統合的理解	228	1	7	4.20	1.47
B8 投資意思決定	228	1	7	3.53	1.30

(筆者作成)

て回答を求めた。記述統計は表4で示されている。

つぎに、セクションBでは、回答者に提示されたCSR報告書(一部抜粋)を読んだ後、その内容の理解や投資意思の程度等について回答を求めている。ここでは、ある実在する製菓メーカーのCSR報告書から、「CSRの基本的な考え方」(資料B1)、「CSR活動の目標と実績」(資料B2)、「環境負荷情報」(資料B3)、「社会パフォーマンス情報」(資料B4)抜粋して提示した。具体的には、「CSRの基本的な考え方」(資料B1)では、会社のミッションと関連付けたCSRの考え方、CSR活動の推進方法や参照規範が示され、「CSR活動の目標と実績」(資料B2)では、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」の中核主題に従って一覧表をもちいて、CSR活動の取り組み内容を開示している。また、「環境負荷情報」(資料B3)では、研究・生産段階における環境負荷に関する数値データを提供し、「社会パフォーマンス情報」(資料B4)では、具体的な社会貢献活動について説明している。回答者はこれらの情報を得た後、それぞれの内容の理解について7段階のリッカート・スケールで回答した。さらに、B5は資料B1から資料B4の情報を相互に結び付けて理解できているかどうか、B6は資料B1から資料B4の情報は企業全体を理解するために十分であるかどうかを問うた。つぎに、統合報告書としての利用も見据えて、財務情報とこれらの情報を合わせて理解するという観点から、「資料B1から資料B4に加えて、資料A1及び資料A2の情報をを用いることによって企業全体を理解できる」と考えるかどうかを尋ねた(B7)。最後に、「この会社に投資する」かどうかの意思決定について回答を求めた(B8)。記述統計は表5に示す通りである。

4. 結果

セクションAおよびBについての回答の平均値は、前述の表4および表5のとおりであ

表 6 グループ統計量 (A36と B 8 の平均値および標準偏差)

		N	平均値	標準偏差	平均値の標準誤差
結 果	A36	228	2.77	1.358	.10325
	B 8	228	3.53	1.301	.11835

(筆者作成)

表 7 対応サンプルの検定 (A36と B 8)

	対応サンプルの差					t	df	有意確率 (両側)
	平均値	標準偏差	平均値の 標準誤差	差の95%信頼区間				
				下 限	上 限			
結 果 B 8 A36	.766	1.355	.090	.589	.943	8.541	227	.000

(筆者作成)

る⁸⁾。これらは4つの「保証」のパターンで共通した質問項目であるため、全サンプル (228件) を対象に検討を行う。

まず、RQ 1については、財務諸表のみに基づく投資意思決定について尋ねている A36と、CSR 報告書という追加的な情報を提供された後の投資意思決定について尋ねている B 8の回答の平均値を比較した。その結果は表 6 および表 7 の通りである。A36より B 8の平均値の方が 0.766 大きく、この差は有意である ($p = .000 < 0.01$)。また、B 7と B 8は関連している ($.324, p = .000 < .01$)。したがって、CSR 報告書という追加的な情報を提供されると、財務情報のみの場合に比べて、投資意欲が有意に高くなると考えられる。

RQ 2については、財務情報、CSR 情報および会社そのものの信頼性についての問いである C 2ないし C 4の回答を用いて検証する。C 2は「財務情報は信頼できる」かどうか、C 3は「CSR 情報は信頼できる」かどうか、そして、C 4は「会社は信頼できる」かどうかを直接評価してもらう設問である。

前述の通り、質問紙は4パターンある。すなわち、CSR 報告書に対して、1. 保証なし、2. 第三者所見の添付、3. 独立保証報告書の添付、4. 監査報告書の添付の4つのパターンがある。これらのパターン間で C 2ないし C 4の回答間に違いがあるのかを検証する。

はじめに C 2の回答についての分析結果は表 8 から表 10のとおりである。表 10から、「1. 保証なし」と「4. 監査報告書の添付」との間には財務情報の信頼という点で有意に差があることが判明した ($p < .01$)。監査報告書が本来の役割を十分に果たしていることが明らかにな

8) 特徴的なのは A36や B 8の設問である「この会社に投資する」かどうかについての回答の平均値が比較的低いことであろう。

表8 記述統計 (C2)

群	度数	平均値	標準偏差	標準誤差
保証なし	59	4.0517	1.31860	.17167
第三者所見	61	4.7049	1.24290	.15914
独立保証報告書	68	4.2500	1.45966	.17701
監査報告書	40	5.1500	1.44204	.22801
合計	228	4.4783	1.41241	.09354

(筆者作成)

表9 分散分析 (C2)

	平方和	df	平均平方	F	有意確率
グループ間	35.462	3	11.821	6.344	.000
グループ内	417.383	224	1.863		
合計	452.845	227			

(筆者作成)

表10 多重比較 (C2)

(従属変数: C2 Tukey HSD)

		平均差	標準誤差	有意確率	95%信頼区間	
					下限	上限
保証なし	第三者所見	-.65322*	.24925	.046	-1.2984	-.0080
	独立保証報告書	-.19831	.24287	.847	-.8269	.4303
	監査報告書	-1.09831*	.27958	.001	-1.8220	-.3746
第三者所見	保証なし	.65322*	.24925	.046	.0080	1.2984
	独立保証報告書	.45492	.24072	.235	-.1682	1.0780
	監査報告書	-.44508	.27772	.379	-1.1639	.2738
独立保証報告書	保証なし	.19831	.24287	.847	-.4303	.8269
	第三者所見	-.45492	.24072	.235	-1.0780	.1682
	監査報告書	-.90000*	.27200	.006	-1.6041	-.1959
監査報告書	保証なし	1.09831*	.27958	.001	.3746	1.8220
	第三者所見	.44508	.27772	.379	-.2738	1.1639
	独立保証報告書	.90000*	.27200	.006	.1959	1.6041

* 平均値の差は 0.05 水準で有意

(筆者作成)

った。また、これには若干劣るが、「1. 保証なし」と「2. 第三者所見の添付」との間、そして「3. 独立保証報告書の添付」と「4. 監査報告書の添付」との間にも有意差がみられる。この点は小澤 (2015) とは異なる結果を得ている。

つぎにC3の回答については、記述統計は表11に示すとおりであるが、これらの平均値に有意差はみられなかった。つまり、CSR情報の信頼性に関しては、これらのグループ間では明

らかな差はないということになる。

さらに C4 の回答については、記述統計は表12に示すとおりであり、表13からわかるように「1. 保証なし」と「4. 監査報告書の添付」との間には会社の信頼性という点で有意に差 ($p < .01$) があることが判明した。監査報告書の有用性が裏付けられる形となった。

表11 記述統計 (C3)

	度 数	平均値	標準偏差	標準誤差
保証なし	59	4.5424	1.34321	.17487
第三者所見	61	4.7182	1.22605	.15698
独立保証報告書	68	5.0000	1.11970	.13578
監査報告書	40	4.9250	1.20655	.19077
合 計	228	4.7930	1.22971	.08144

(筆者作成)

表12 記述統計 (C4)

	度 数	平均値	標準偏差	標準誤差
保証なし	59	4.2373	1.20829	.15731
第三者所見	61	4.5738	1.14687	.14684
独立保証報告書	68	4.4706	1.13914	.13814
監査報告書	40	5.0750	1.30850	.20689
合 計	228	4.5439	1.21402	.08040

(筆者作成)

表13 多重比較 (C4)

(従属変数 : C4 Tukey HSD)

		平均差	標準誤差	有意確率	95%信頼区間	
					下 限	上 限
保証なし	第三者所見	-.33648	.21733	.411	-.8990	.2261
	独立保証報告書	-.23330	.21176	.689	-.7814	.3148
	監査報告書	-.83771*	.24377	.004	-1.4687	-.2067
第三者所見	保証なし	.33648	.21733	.411	-.2261	.8990
	独立保証報告書	.10318	.20989	.961	-.4401	.6465
	監査報告書	-.50123	.24215	.166	-1.1280	.1256
独立保証報告書	保証なし	.23330	.21176	.689	-.3148	.7814
	第三者所見	-.10318	.20989	.961	-.6465	.4401
	監査報告書	-.60441	.23716	.055	-1.2183	.0095
監査報告書	保証なし	.83771*	.24377	.004	.2067	1.4687
	第三者所見	.50123	.24215	.166	-.1256	1.1280
	独立保証報告書	.60441	.23716	.055	-.0095	1.2183

* 平均値の差は 0.05 水準で有意

(筆者作成)

表14 記述統計 (C4)

	度数	平均値	標準偏差	標準誤差
保証なし	59	3.4068	1.47530	.19207
第三者所見	61	3.8525	1.24948	.15998
独立保証報告書	68	3.6618	1.21692	.14757
監査報告書	40	3.9250	1.45686	.23035
合計	228	3.6930	1.34477	.08906

(筆者作成)

表15 分散分析 (C5)

	平方和	df	平均平方	F	有意確率
グループ間	8.604	3	2.868	1.598	.191
グループ内	401.905	224	1.794		
合計	410.509	227			

(筆者作成)

最後に、利用者の投資意思決定に関する RQ3 については、C5 の平均値に差異があるかどうかによって検証される。記述統計は表14に示すとおりである。表15の分散分析の結果から、有意差はみられなかった。

5. 本稿の要約と展望

本稿では、主として、CSR 報告書の「保証」が利用者の認識にどのような影響を与えるのか等について、一般投資家の代替として学生を回答者とする質問紙調査を通じて調査した結果を示している。本稿は、CSR 報告書の作成者側ではなく、利用者側の視点から「保証」の意義について検討したという点に特徴がある。

そもそも、CSR 報告書等の「保証」の目的は何か。おそらく、企業はその報告書や企業自身の信頼性を高める目的で「保証」を得ているのだろう。もしそうならば、それは実際に有効であるのかを明らかにし、さらに「保証」の種類によってその効果が異なるのか否かを検討することが必要であろう。本稿ではそのような問題意識から質問紙調査を行い、次のような結果を得た。

第一に、RQ1 に関しては、CSR 報告書の利用は財務諸表のみを利用した場合に比べ、投資意思決定に有意な影響を与える、具体的には投資意欲が高まるという結果が示された。これは小澤 (2015) の結果と同様である。設問項目 B7 および B8 から、財務情報に加えて CSR 報告書という追加的な情報を合わせて理解することが投資意欲の向上に結び付いている可能性も明らかになった。これは「統合報告」という考え方を進展させるうえで、有益な結果といえるかもしれない。

第二に、RQ2に関しては、何も「保証」がない場合に比べれば、第三者所見の添付が財務情報の信頼性を向上させる可能性があること以外は、財務情報と会社の信頼性向上に対して監査報告書が有用であることを確認することができたのみである。すなわち、今回の調査からは、いかなる「保証」も CSR 報告書あるいは CSR 情報の信頼性の向上には直接的な貢献がない可能性があるということになる。

ただし、前述の通り、本稿は、学生を回答者とする質問紙調査であるという点で限界がある。一般投資家に対する質問紙調査を行った場合、結果が異なる可能性はある。しかし、たとえ学生であっても、会計を学んでいるという特徴があるため、一般投資家に近似した思考や志向をもつと考えている⁹⁾。とはいえ、CSR 報告書を投資意思決定に役立てようとするのは、一般投資家よりもむしろ機関投資家等のプロフェッショナルの投資家であろう。証券アナリスト等のプロフェッショナルを対象に今回と同じ質問紙調査を行った場合は本稿とは違う結論になる可能性が十分にある。

CSR 報告書だけでなく、統合報告書の普及が急速に進む中、本研究はそれらの「保証」に関する検討のスタート地点に立ったに過ぎない。本稿の結果は、現時点でのひとつの結果に過ぎず、更に追加検証を重ねていかなければならない。また、今後、統合報告書の利用やその保証が進展するにつれて、取り組むべき様々な研究課題が生まれるであろう。本稿では、一部、財務諸表監査に対する利用者の認識についても取り扱っているが、このような研究を積み重ねることで、従来の財務諸表監査における保証のあり方や本質の再考に繋げたい。

[付記] 本稿は、科学研究費補助金若手研究 (B) (課題番号25780293) の研究成果の一部である。

引用文献

- Ashton, Robert H. and Sandra S. Kramer (1980), "Students As Surrogates in Behavioral Accounting Research: Some Evidence," *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, No. 1, Spring, pp. 1-15.
- Global Reporting Initiative (GRI) (2014), TRENDS IN External Assurance of Sustainability Reports.
- International Integrated Reporting Council (IIRC) (2013), The International <IR> Framework, <http://integratedreporting.org/> (2016年6月6日アクセス)
- 小澤康裕 (2013) 「CSR 報告書に対する保証付与者の選択要因 試論」, 『立教経済学研究』, 第67

9) 学生は現在あるいは将来の CSR 報告書の利用者であると考えられる。アナリストなどとは異なり専門的知識はないが、CSR 報告書の読者として想定される利用者のひとつのカテゴリーになると思われる。したがって、学生を回答者とする質問紙調査であっても、本稿の目的は達成し得ると考える。会計や監査の領域において、学生を回答者とする研究については、Ashton and Kramer (1980) で検討されている。

巻, 第1号, 141-148頁。

—— (2015) 「CSR 報告書に対する保証についての利用者の認識 質問紙調査結果の概説」, 『立教経済学研究』, 第68巻, 第4号, 155-163頁。

町田祥弘 (2015) 「監査報告書に対する財務諸表利用者の意識調査の結果と分析」, 『会計プロフェッション』, 第11号, 127-152頁。